

割賦販売法施行令の一部を改正する政令等案の概要

平成 29 年 10 月
経済産業省 商務情報政策局
商取引監督課

1 改正の趣旨

美容を目的とする医療サービス（以下「美容医療サービス」という。）に関しては、近年、不適切な勧誘や解約等に関する消費者トラブルが増加していることから、相談件数等も勘案し、一定の美容医療サービス（レーザー脱毛、歯のホワイトニング等）が特定商取引に関する法律（以下「特商法」という。）の「特定継続的役務」に追加され、平成 29 年 12 月に改正法令が施行される。

割賦販売法（以下「割販法」という。）は、取引の適正化及び消費者保護を図るため、「指定権利」・「指定役務」として定めた権利・役務に係る割賦販売、ローン提携販売等の取引について、消費者保護規定等の行為規制等を課している。今般、特商法の特定継続的役務に一定の美容医療サービスが追加されたことに伴い、当該サービスに係る割賦販売等にも行為規制等が適用されるよう割販法の指定権利・指定役務に一定の美容医療サービスを追加する等の所要の改正を行う。

2. 改正の概要

（1）一定の美容医療サービスの指定権利・指定役務への追加

特商法と同様に、対象を「人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、体重を減じ、又は歯牙を漂白するための医学的処置、手術及びその他の治療を行うこと（美容を目的とするものであって、主務省令で定める方法によるものに限る。）」と定義した上で、割賦販売法施行令別表 1 の 2（指定権利）及び 1 の 3（指定役務）に追加する。

（2）対象となる美容医療サービスの提供方法の規定

割賦販売法施行規則に、対象となる美容医療サービスの提供方法として以下の 5 点を定める。

- ①脱毛 光の照射又は針を通じて電気を流すことによる方法
- ②にきび、しみ、そばかす、ほくろ、入れ墨その他の皮膚に付着しているものの除去又は皮膚の活性化 光若しくは音波の照射、薬剤の使用又は機器を用いた刺激による方法
- ③皮膚のしわ又はたるみの症状の軽減 薬剤の使用又は糸の挿入による方法
- ④脂肪の減少 光若しくは音波の照射、薬剤の使用又は機器を用いた刺激による方法
- ⑤歯牙の漂白 歯牙の漂白剤の塗布による方法

3. 施行日（予定）

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 60 号）の施行の日（平成 29 年 12 月 1 日）から施行する。

割賦販売法の概要

平成29年9月
商務・サービスグループ
商取引監督課

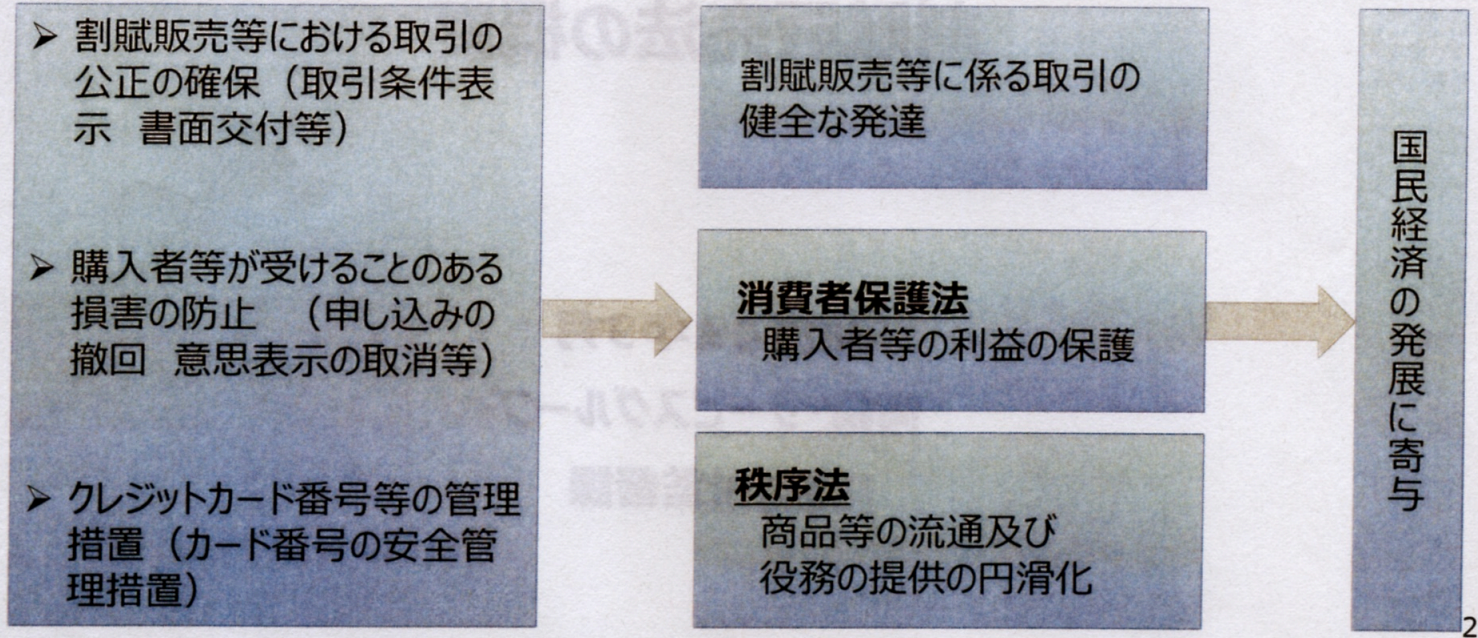
1. 割賦販売法とは
2. 後払分野の規制
3. 前払分野の規制

割賦販売法とは

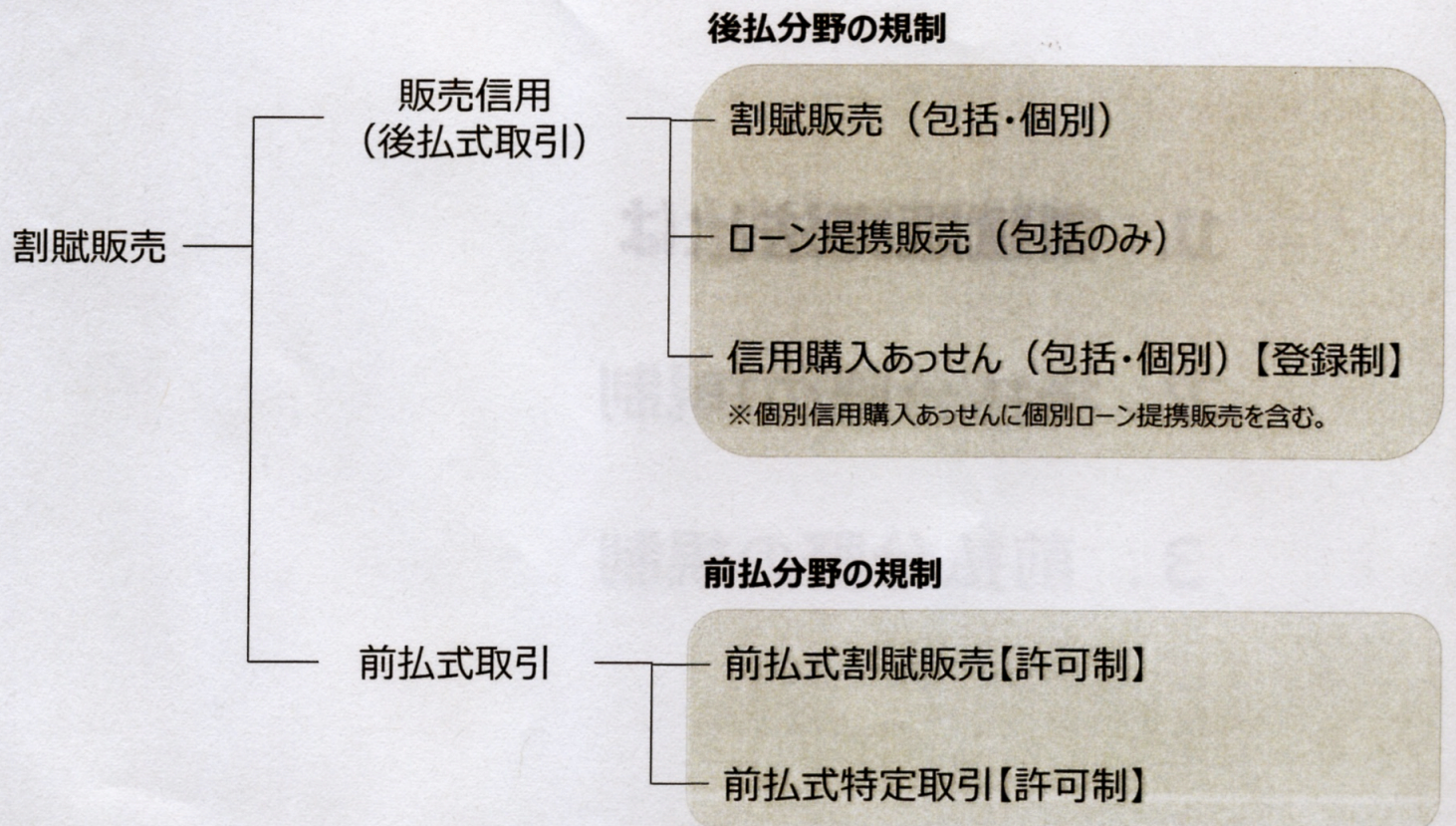
消費者保護法

- 商品代金やサービス代金の分割払いに関する法律。
 - － 割賦販売法では、特商法と異なり、許可制や登録制による開業規制を規定。
 - － 事業者の書面交付義務等の他、抗弁の接続等の民事規定あり。

割賦販売法の目的



規制対象となる取引



1. 割賦販売法とは

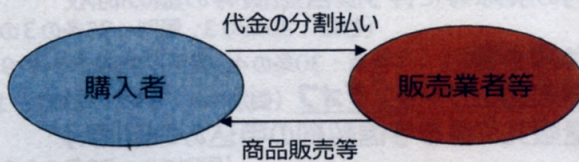
2. 後払分野の規制

3. 前払分野の規制

4

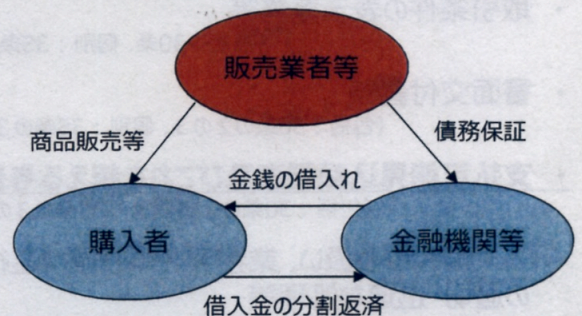
規制対象となる取引形態

(1) 割賦販売 (指定商品、指定役務、指定権利)



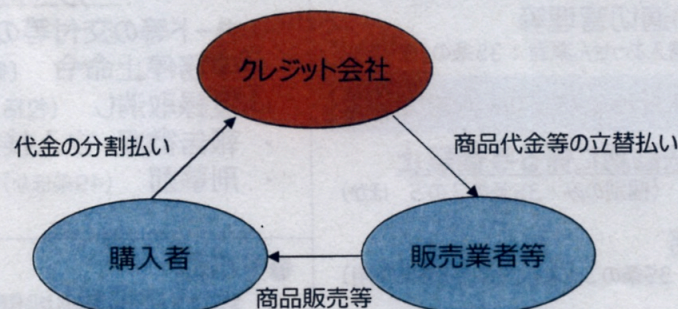
※ 2か月以上かつ3回以上の分割払いで、指定商品、指定役務、指定権利を販売する取引が対象

(2) ローン提携販売 (指定商品、指定役務、指定権利)



※ 2か月以上かつ3回以上で分割返済する債務を保証し、指定商品、指定役務、指定権利を販売する取引が対象

(3) 信用購入あっせん (クレジット) (権利のみ指定あり)



※ 2か月を超える支払いで商品、役務、指定権利を販売する取引が対象

5

法規制の全体像（割賦販売、ローン提携販売）

● 行政規制 ・ 割賦販売条件の表示義務 (割賦販売：法第3条、ローン提携販売：29条の2) ・ 書面交付義務 (割賦販売 4条、ローン提携販売 29条の3)	● 民事ルール ・ 契約の解除等の制限 (割賦販売 5条、ローン提携販売 29条の4) ・ 契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限 (割賦販売のみ 6条) ・ 所有権に関する推定 (割賦販売のみ 7条) ・ 適用除外 (割賦販売 8条、ローン提携販売：29条の4) ・ 抗弁権の接続 (ローン提携販売のみ：29条の4) ● 行政権限等 ・ 報告徴収命令 (割賦販売のみ 40条) ・ 刑事罰 (49条ほか)
---	---

6

法規制の全体像（包括・個別信用購入あっせん）

● 行政規制 ・ 取引条件の表示義務等 (包括：30条、個別：35条の3の2) ・ 書面交付義務 (包括：30条の2の3 個別：35条の3の8 9) ・ 支払可能見込額調査及びこれを超える与信禁止 (包括：30条の2 個別：35条の3の3 ほか) ・ 個人情報の取扱い、業務委託の適確な遂行、苦情の適切・迅速な処理等 (包括：30条の5の2、個別：35条の3の20) ・ 登録制 (包括：31条、個別：35条の3の23 ほか) 登録に当たっては一定の財務・業務運営の体制整備が必要 ・ クレジットカード番号等の適切管理等 (クレジットカード等購入あっせん業者：35条の16 ほか) 二月払購入あっせん（マンスリークリア）も対象 ・ 勧誘行為調査及び違法勧誘に係る与信禁止 (個別のみ：35条の3の5 ほか) ・ 営業保証金の供託義務 (包括のみ：35条の3による16条～18条準用) ・ 変更登録、登録更新、廃止の届出義務 (包括：33条の3ほか、個別：35条の3の28ほか)	● 民事ルール ・ 契約の解除等の制限 (包括：30条の2の4 個別：35条の3の17) ・ 契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限 (包括：30条の3 個別：35条の3の18) ・ 抗弁権の接続 (包括：30条の4、個別：35条の3の19) ・ 与信契約のクーリングオフ (個別のみ：35条の3の10・11) ・ 過量販売に係る与信契約の申込みの撤回等 (個別のみ：35条の3の12) ・ 不実告知等による与信契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し (個別のみ：35条の3の13～16) ● 行政権限等 ・ 改善命令 (包括：30条の5の3ほか、個別：35条の3の20ほか クレジットカード等購入あっせん業者：35条の17) ・ カード等の交付等の禁止 (包括のみ：34条) ・ 業務停止命令 (個別のみ：35条の3の32) ・ 登録取消し (包括：34条の2、個別：35条の3の32) ・ 報告徴収、立入検査 (40、41条) ・ 刑事罰 (49条ほか) ● その他 ・ 指定信用情報機関 (35条の3の36～59) ・ 認定割賦販売協会 (35条の18～24)
--	--

7

1. 割賦販売法とは

2. 後払分野の規制

3. 前払分野の規制

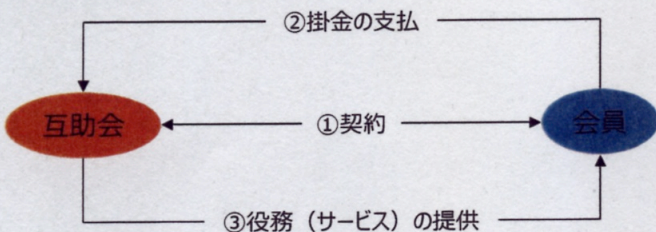
8

規制対象となる取引形態

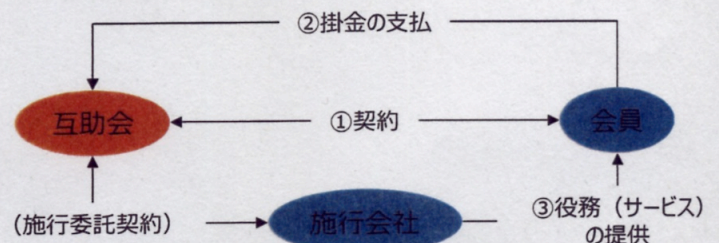
(1) 前払式特定取引

①冠婚葬祭互助会 (指定役務の提供又は取次ぎ)

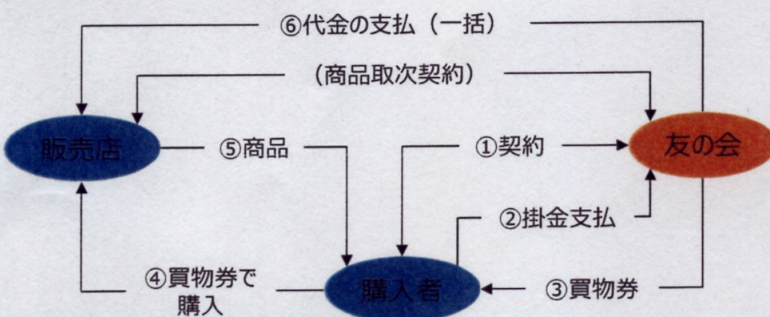
(互助会が役務提供を行う場合)



(互助会が取次ぎを行う場合)

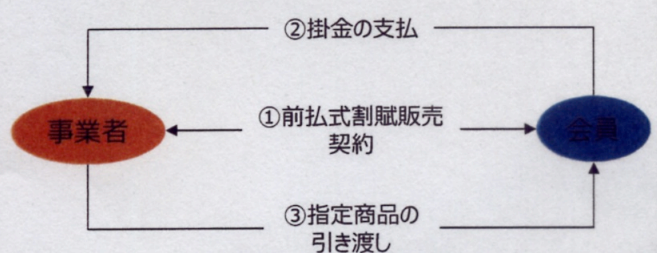


②友の会 (商品の売買の取次ぎ)



※商品の引渡し等に先立って、2か月以上かつ3回以上の前払いで、商品の売買の取次ぎ又は指定役務の提供を行う取引が対象

(2) 前払式割賦販売 (指定商品の販売)



※商品の引渡しに先だって、2か月以上かつ3回以上の前払いで、指定商品を販売する取引が対象

9

法規制の全体像

● 行政規制

- ・ 割賦販売条件の表示義務（3条）
- ・ 書面交付義務（4条）
- ・ 過剰与信防止の努力義務（38条）
- ・ 信用情報の目的外利用の禁止等（39条）

・ 許可制（11条、35条の3の61）

許可に当たっては、一定の財産的基礎等が必要

・ 営業保証金の供託義務

（16条～18条の2※）

・ 前受金保全措置（18条の3※）

会員から預かったお金の1/2相当額を保全する義務を規定

- ・ 営業の承継の届出義務（18条の6※）
- ・ 変更届出の義務（19条※）
- ・ 帳簿備付義務（19条の2※）
- ・ 廃止の届出義務（26条※）

● 民事ルール

- ・ 契約の解除等の制限（5条）
- ・ 契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限（6条）
- ・ 所有権に関する推定（7条）
- ・ 標準条件の公示（9条）

・ 契約の解除（27条※）

・ 営業保証金及び前受業務保証金の還付・配当（21条※）

破産等の不測の事態が発生した際には、保全させていた1/2相当額を会員に返金するための手続きを規定

● 行政権限等

・ 契約締結の禁止（20条※）

・ 改善命令（20条の2※）

改善命令できる場合を具体的に規定することにより、財務の健全性及び業務の適切性を担保

- ・ 許可の取消し（23条※）
- ・ 報告徴収、立入検査（40、41条※）
- ・ 刑事罰（49条ほか※）

● その他

- ・ 指定受託機関（35条の4ほか）

✓〔 〕は、前払式割賦販売のみの規定。

✓※印は、35条の3の62により、前払式特定取引に準用。